

茨城県国民健康保険団体連合会  
令和2年第1回理事会議事録

1. 日 時 令和2年2月4日（火）  
午後3時30分

2. 場 所 水戸京成ホテル  
3階「翡翠」

3. 付議事項

①報告事項

(総会報告事項)

報告第 1号 役員の退任について

[専決事項：令和元年第5回理事会]

報告第 2号 令和元年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会  
計歳入歳出予算補正について

報告第 3号 令和元年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報  
酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について

(理事会報告事項)

報告第 4号 監事監査（上半期分）の開催結果について

[令和2年1月21日付理事長専決処分]

報告第 5号 茨城県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一  
部を改正する規則について

②議決事項

(総会提出議案)

議案第 1号 茨城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正  
する規約について

- 議案第 2 号 令和 2 年度茨城県国民健康保険団体連合会事業計画について
- 議案第 3 号 令和 2 年度茨城県国民健康保険団体連合会負担金・手数料及び委託料について
- 議案第 4 号 茨城県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分について
- 議案第 5 号 茨城県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分について
- 議案第 6 号 茨城県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分について
- 議案第 7 号 茨城県国民健康保険団体連合会 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について
- 議案第 8 号 茨城県国民健康保険団体連合会会務運営積立金の処分について
- 議案第 9 号 令和 2 年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 10 号 令和 2 年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 11 号 令和 2 年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 12 号 令和 2 年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 13 号 令和 2 年度茨城県国民健康保険団体連合会妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業特別会計歳入歳出予算について

- 議案第14号 令和2年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第15号 令和2年度茨城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- 議案第16号 令和2年度茨城県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務処理業務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第17号 令和2年度茨城県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算について
- 議案第18号 令和2年度一時借入金及びその限度額について
- 議案第19号 役員の補充選任について
- (理事会提出議案)
- 議案第20号 令和元年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第21号 令和元年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第22号 令和元年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 議案第23号 茨城県はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会規則の制定について
- 議案第24号 茨城県国民健康保険団体連合会療養費審査支払規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 茨城県国民健康保険団体連合会事務局組織規則の一部を改正する規則について

- 議案第26号 茨城県国民健康保険団体連合会臨時雇用等管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第27号 茨城県国民健康保険団体連合会嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第28号 茨城県国民健康保険団体連合会第三者行為(交通事故)損害賠償求償事務処理規則の一部を改正する規則について
- 議案第29号 令和2年第1回通常総会の招集について

### ③協議事項

- ・令和元年度国民健康保険事務及び高齢者の医療の確保に関する法律による医療事務に係る指導監督の結果に対する改善状況等について

### ④その他

- ア. 令和元年度上半期中期経営計画取組状況について
- イ. 令和2年度茨城県国民健康保険団体連合会職員採用について

## 4. 出欠報告

### (1) 本人出席 (8名)

理事長	小林宣夫	副理事長	坪井透
副理事長	木村敏文	常務理事	山口一
理事	松丸修久	理事	三次真一郎
理事	小田川浩	理事	染谷森雄

### (2) 書面参加 (6名)

副理事長	小川春樹	理事	高橋靖
理事	豊田稔	理事	錦織孝一
理事	原浩道	理事	笈信太郎

( 3 ) 欠席 ( 1名)

理 事 谷 中 聰

5. 議 事 ( 開会 午後3時30分 )

事 務 局

それでは定刻でございますので、ただ今から、令和2年第1回理事会を開催いたします。

なお、本理事会議事録につきましては、後日、本会ホームページに掲載し公表いたしますので、ご承知おきを願います。

それでは、開会にあたりまして、理事長よりご挨拶を申し上げます。

理 事 長

( あいさつ )

事 務 局

続きまして、本日の出席理事数をご報告いたします。理事定数16名のところ、本人出席8名、書面参加6名、合計で14名ですので、本理事会は成立いたします。

それでは、これ以降の進行を理事長にお願いいたします。

理 事 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を決定したいと思います。

慣例によりまして、私の方から指名させていただきます。守谷市長の松丸理事さん、五霞町長の染谷理事さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、早速、付議事項に入らせていただきます。

この内容につきましては、時間の都合もありますので、

議案とともに配布してあります「令和2年第1回理事会付議事項の概要」に沿って、説明させることにいたしますので、ご了承願います。

はじめに報告事項ですが、報告第1号から報告第5号までの「総会報告事項」及び「理事会報告事項」について、一括して事務局より、説明願います。

事務局

(報告第1号から報告第5号について説明)

理事長

以上で説明が終わりましたが、何かご質疑等ございますか。

(特になし)

理事長

ご質疑等がないようですので、原案のとおりご承認願います。

続きまして、議決事項に入らせて頂きます。

はじめに総会提出議案ではありますが、

議案第1号「茨城県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約について」を議題といたします。

事務局より、説明願います。

事務局

(議案第1号について説明)

理事長

以上で、議案第1号の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理 事 長

ご質疑等がないようですので、議案第1号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第2号「令和2年度茨城県国民健康保険団体連合会事業計画について」を議題といたします。  
事務局より、説明願います。

事 務 局

(議案第2号について説明)

理 事 長

以上で、議案第2号の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理 事 長

ご質疑等がないようですので、議案第2号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第3号「令和2年度 茨城県国民健康

保険団体連合会 負担金・手数料及び委託料について」から、議案第18号「令和2年度 一時借入金及びその限度額について」までの16議案については、令和2年度の予算関連議案でありますので、一括議題といたします。  
事務局より、説明願います。

事務局

議案第3号から議案第18号までの16議案  
について説明

理事長

以上で、議案第3号から議案第18号までの16議案についての説明が終わりましたが、何かご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理事長

ご質疑等がないようですので、議案第3号から議案第18号までの16議案については、原案のとおり決定してよろしいですか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないものと認め、議案第3号から議案第18号までの16議案については、原案のとおり決定いたします。

なお、予算に関する資料として収支予算書が提出されておりますが、説明は省略いたしますので、よろしくお願いをいたします。



続きまして、議案第19号「役員の補充選任について」を議題といたします。

事務局より、説明願います。

事務局

(議案第19号について説明)

理事長

以上で、議案第19号の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理事長

ご質疑等がないようですので、議案第19号は、原案のとおり決定してよろしいですか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないものと認め、議案第19号は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、理事会の議決事項に入ります。

議案第20号「令和元年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」から、議案第22号「令和元年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について」までの3議案については、令和元年度の予算補正関連議案でありますので、一括議題といたします。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第20号から議案第22号までの3議案  
について説明

理事長

以上で、議案第20号から議案第22号までの3議案  
についての説明が終わりましたが、何かご意見、ご質疑  
等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理事長

ご質疑等がないようですので、議案第20号から議案  
第22号までの3議案については、原案のとおり決定し  
てよろしいですか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないものと認め、議案第20号から議案第22  
号までの3議案については、原案のとおり決定いたしま  
す。

続きまして、議案第23号「茨城県はり師、きゅう師  
及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委  
員会規則の制定について」から、議案第28号「茨城県  
国民健康保険団体連合会第三者行為（交通事故）損害賠  
償求償事務処理規則の一部を改正する規則について」ま  
での6議案について、一括議題といたします。

事務局より、説明願います。

事務局

議案第23号から議案第28号までの6議案  
について説明

理事長

以上で、議案第23号から議案第28号までの6議案  
についての説明が終わりましたが、何かご意見、ご質疑  
等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理事長

ご質疑等がないようですので、議案第23号から議案  
第28号までの6議案については、原案のとおり決定し  
てよろしいですか。

一同

異議なし。

理事長

ご異議ないものと認め、議案第23号から議案第28  
号までの6議案については、原案のとおり決定いたしま  
す。

続きまして、議案第29号「令和2年第1回通常総会  
の招集について」を議題といたします。

事務局より、説明願います。

事務局

(議案第29号について説明)

理事長

以上で、議案第29号の説明が終わりましたが、ただ  
今の説明のとおり、開催することによろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

理 事 長

ご異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
続きまして、協議事項に入ります。

「令和元年度 国民健康保険事務及び高齢者の医療の確保に関する法律による医療事務に係る指導監督の結果に対する改善状況等について」をご協議願います。

事務局より、説明願います。

事 務 局

〔令和元年度 国民健康保険事務及び高齢者の医療の確保に関する法律による医療事務に係る指導監督の結果に対する改善状況等について説明〕

理 事 長

ただ今、「令和元年度 国民健康保険事務及び高齢者の医療の確保に関する法律による医療事務に係る指導監督の結果に対する改善状況等について」の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

(特になし)

理 事 長

指導監督の結果に対する改善状況等報告については、記載のとおり茨城県に報告したいと思います。

続きまして、「その他」に入ります。

「ア. 令和元年度上半期中期経営計画取組状況について」及び「イ. 令和2年度 茨城県国民健康保険団体連合会職員採用について」を事務局より、説明願います。

事務局

〔 令和元年度上半期中期経営計画取組状況について説明 〕

事務局

〔 令和2年度茨城県国民健康保険団体連合会職員採用について 〕

理事長

以上、説明のとおりとなります。よろしく願いいたします。

そのほか、皆さん方で何かございましたら、お願いをしたいと思います。

理事

これから予算的なものが足りなくなっていく中で、今後の全体的な見通しがあるのであれば教えていただきたいと思います。

理事長

事務局お願いします。

常務理事

後期高齢者医療と介護保険は、これからも件数は伸びていく状況にありますが、国民健康保険はご存知のとおり、職域保険の被保険者の適用範囲が拡大していくことなどもあり相当厳しい状況になってくると思います。

予算説明の際にもご説明しましたように、国保連合会にとって、コンピューター関係というのが非常に大きなウエイトを占めておりまして、今後もコンピューターの予算に占める割合というのが非常に大きくなっていくものと思われ、機器更改がある年は非常に予算規模が跳ね上がり、それが一段落すると落ちてくるという状況が想定されます。全体的には、国保の被保数が大きく減少

し手数料収入が減少していく一方、コンピューター関係は、今後も費用が増大していき、国保連合会の財政は大変厳しくなっていくものと思われます。

このような状況を考えると、今後、国保連合会としても負担金や手数料の増額ということが必要になってくるのではないかと考えておりますが、この場合、国保連合会は保険者の共同体であることを十分認識し、これまで以上に共同処理や保険者支援といったものを拡充していかなければならないと考えております。

理事

基本的に、市町村の負担は増えていかざるを得ないですね。

常務理事

システムを作ろうとすると、市町村の国保の負担部分はどうしても増えると思います。ただ、後期高齢者医療とか介護保険は、それほど負担を増やさなくても、コンピューターの機器更改の時は若干跳ね上がりますけれども、それ以外は、何とかやっていけると思います。

理事

保険料についてですが、先般、市長会と町村会に対して、県の方から保険料の負担割合に関し、県内で1本化するということで、これまでの4方式を2方式に見直していくという説明がありました。ただ、色々なご意見が出ております。

当然、保険料が下がるのなら問題ないかと思うのですが、どの方式をとっても恐らく負担は増えるということになるのかと思います。この保険料の負担割合の見直しに関し、県と国保連合会とで、何処かの部分で連携をと

られているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

常務理事

保険料率（4方式・3方式・2方式）の検討に関しては県が行っており、国保連合会は直接関係していません。

ただ、国保連合会が保険者からいただく審査支払手数料などは、その財源は当然保険料からとなります。

理事

先程の来年度予算や予算補正の説明の中でも現場の実態などの説明が色々ありましたが、これらを参考にして、県の方も今後の方式などの検討を行っているのではないかと思うのですが、国保連合会との連携は特別ないのですか。

常務理事

基礎データの提供といったことはしております。県は、そのデータを基に、保険料率の方式などの検討を行っています。

理事

それぞれの自治体も、とにかく先程申し上げたように、下がるならそれほど問題ないのですが、どうしても上がっていくという話になってきますから、色々なご意見が出てきます。

あと、これは県の方の関係になるかと思いますが、減免措置（7割・5割・2割）を行っているかと思いますが、これは全部、県内の自治体というのは統一されているのですか。

事務局

減免措置については、統一されているというところ  
でございます。

理事

はい、分かりました。

事務局

それから補足なのですが、先程、松丸理事から国保の将来像というか、今後の見込みについてご質問がありましたが、国保連合会では、医療機関等へ診療報酬を支払うための会計と、我々が事務を行っていく上で事務経費として手数料をいただくための会計の、二つの会計がございます。この観点からご説明したいと思います。

まず、診療報酬関係ですけれども、ご承知のとおり、医療の高度化などで、1件当たりのレセプトの点数がどんどん上がっていく状況でございます。

本来、被保険者が減少すればレセプトも減って、医療費も下がっていくのだろうと思うところなのですが、それが残念ながら、被保険者は減少していますが、1人当たりの受診率とか、1人当たりの医療費の額がどうしても上がっておりますので、国保の支払いは思ったほど減らない状況でございますので、当然、保険者が医療機関等へ支払う診療報酬については苦しい状況になります。一方、後期高齢者医療では被保険者が増加しておりますので、件数は増える、医療費もそれ以上に上がるという状況で、かなり苦しい状況での見込みが立ってくることになるかと思っております。

加えて、介護保険、障害者関係も利用者数が増えている状況があります。全体的な状況として、診療報酬、介護報酬、障害介護給付費は、今後も右肩上がりで推移し



ていくことが予測されると思います。

次に、私どもの事務経費の関係はどうかということなんですけれども、診療報酬というのは、国保と後期高齢者医療の二本立てで審査支払業務を行っています。それぞれに手数料をいただいて業務を行っているのですが、これは国からの指導で、それぞれ縦割りで実費精算をなさいとなっております。あくまで国保にかかる事務経費は国保の手数料という形でもらいなさい。後期高齢者医療にかかる事務経費は後期高齢者医療の手数料という形でもらいなさいということで、それぞれ単価を設定しているところなんです。今後、国保から後期高齢者医療にスライドしていくという状況が想定されますが、事務量のシフトも国保の事務が減って、後期高齢者医療が増えていきますので、それに合わせた業務にかかる執行率というんですか、今まで大体半々で国保と後期高齢者医療で持っていたものを、当然、後期高齢者医療が7割、8割と増えていけば、そちらへシフトしていきながら、総額の事務経費をうまく調整していくことで、直接国保だけ手数料を上げるというようなことはしない方向で考えております。

しかしながら、現在、国の施策で国保連合会の審査支払業務のコンピューター化やAIを活用していくということなど、機械化が求められておりますので、突発的な費用が発生した時には、ある程度手数料で賄ってもらうことが起きてしまう場合もあります。その辺は今後相談させていただきながら行っていくことにならざるを得ないかなと考えております。

理 事

特にコンピューターの大きな設備投資がある時に、やはり我々自治体からすると、平準化というか、例えばリースで対応するとか、そういう考えというのはないのですか。

事 務 局

十数年前までは、機器の購入はリースで行っていましたが、それ以降は買い取りで行ってありまして、購入時から次回の機器購入のために、減価償却費として5年間に渡って積み立てをしてあります。

機器更改時に係る経費の財源については、前回の購入した時点から積み立てしていた減価償却積立金を取り崩して機器の購入経費に充てることとしており、購入時の年度予算において、手数料収入に突出した支出負担をかけることなく行ってきております。当然ながら、次回の機器更改のために減価償却積立を5年間積み立ててまいりますので、毎年の積立が、ある意味5年間のリース払いといえますか、分割払いのようなことになっております。

また、各国保連合会で設置しておりますシステムを、将来的には効率化や経費節減を見据えて、国保中央会の方でクラウド化といいますか、一拠点化していくことなどの構想もございます。その際には、現在の積立金で賄えない場合には、一時的に経費が必要となる場合がありますが、それ以降は、次期更改のための減価償却費として5年間に渡って積み立ててまいりますのでリース払い的なこととなり、機器更改年度予算での手数料収入に対して突出した負担とならないように執行していくことと思われまます。

理事長

よろしいですか。

理事

はい。

理事長

その他、ございますか。

(特になし)

理事長

特にないようですので、事務局の方で何かございましたらお願いします。

事務局

次回開催予定の第2回の理事会になるんですけれども、毎年3月に開催しております。今年度も同様に3月に開催することで現在予定しております。

内容としましては、年度末において各会計で収支見込みが当初予算額と大きく乖離した場合の予算補正、マイナス補正などを予定しております。

あとは、県の方で会計年度任用職員の制度に伴いまして、非正規職員の処遇改善に伴う規則改正を行っております。

国保連合会の方でも県の規則改正に準じて、国保連合会の嘱託職員の規則改正、主に休暇関係になるのですが、この辺の改正を予定しております。

年度末という時期で、理事の皆様方が一同に会して開催することが毎年困難で、書面審議ということでやらせていただいておりますので、今年度も同様に書面審議により理事会を開催することで対応することをご了承いただけないかというお願いになります。

理 事 長

ただ今、事務局から3月に開催予定の第2回理事会につきましては、年度末という時期でもあり、理事の皆様方が一同に会して開催することが大変困難だという状況が想定されることから、同理事会を書面審議で対応したいという説明でありましたが、よろしいでしょうか。

一 同

異議なし。

理 事 長

異議ないということですので、第2回理事会につきましては書面審議により開催するということで対応したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

その他、事務局で何かございますか。

(特になし)

理 事 長

特になしということですので、以上をもちまして、理事会での付議事項は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重なご審議を賜りまして大変ありがとうございました。

事 務 局

以上をもちまして、令和2年第1回理事会を閉会いたします。

( 閉会 午後4時45分 )

議事録署名人